厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

第5回　受動喫煙対策専門委員会	資料2
令和8年5月21日	

地方自治体との意見交換について（報告）

健康・生活衛生局　健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地方自治体との意見交換について（報告）

実施方法等

○　都道府県、保健所設置市、特別区（計157団体）に質問を送付し、回答を受領。【回答：146団体】

①各自治体における条例等

②喫煙目的施設の実態

③改正健康増進法の事務実施の現状及び事務に関する提案等について

○　1月29日（木）、意見交換会を開催。（オンライン形式、非公開）【出席：143団体】

回答・意見の概要

①　各自治体における条例等

・環境美化等の目的も含め喫煙に関する様々な条例が制定されていた（検討中の自治体もあり）。

②　喫煙目的施設の実態

・現行制度では、届出制としていないため、店舗の実態が把握できておらず、指導等を適切に実施できていない【76団体】

・掲示がない店舗では確認できないことから、外部からの通報等をきっかけに対応を行うにとどまる【11団体】

といったように、実態の把握が困難という意見が多数あった。

③　改正健康増進法の事務実施の現状等

・指導等を行うにあたって、喫煙目的施設、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室設置施設それぞれにおいて、個別具体的な事案を判断する際に、要件などの解釈、適用に苦慮するという意見が非常に多くあった【114団体】。

（参考）地方自治体からの主な提案・要望

【喫煙目的施設】

○　喫煙目的施設の現行法令上の要件（「主として」「主食」等）を明確に示し、自治体・施設管理者も理解しやすい基準にしてほしい。

【指定たばこ専用喫煙室】

○　指定たばこ専用喫煙室は屋内の「一部」に設置可能であるが、「一部」の解釈が統一されていないため、基準を示してほしい。

【既存特定飲食提供施設】

○　既存特定飲食提供施設の事業承継の基準（経営主体の同一性、従業員等の解釈）について示してほしい。

【その他】

○　屋内から屋外に排気する設備について例を示してほしい。エアカーテン使用した場合の気流の考え方について教えてほしい。